

# 除雪ボランティア活動実施要綱

## 1 目的

豪雪により日常生活に著しく支障をきたし、自ら除雪することが困難な世帯に対して、ボランティアによる除雪活動をおこなうことにより、当該世帯の負担を軽減し、安心して生活できるよう支援をおこなう。

## 2 実施主体

庄内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）

## 3 活動対象世帯

各世帯の除雪は、世帯員自らが除雪できない場合、業者等に有償で除雪してもらうことが原則であるが、一定の要件を満たす高齢者世帯等に対しては、町の除雪支援制度により対応がなされている状況にある。しかし、それでも豪雪時において、日常生活に著しい支障をきたす次のような世帯をボランティア活動の対象とする。

(1) 虚弱又は障がいの状態にある高齢者のみの世帯（おおむね65歳以上）

(2) 障がい者のみの世帯

(3) 病人のみの世帯

上記世帯のうち、親類、近隣からの除雪支援が困難で、次のいずれかに該当する世帯を活動対象とする。

① 庄内町が実施する「高齢者世帯除雪支援事業」（以下、「町事業」という。）を活用してもなお、日常生活に支障をきたしていること（玄関先通路以外の箇所を除雪が必要な場合など）

② 経済的な事情、除雪業者の事情（手が回らない場合など）等により町事業を活用できないこと

## 4 活動内容

### (1) 活動期間

庄内町が豪雪対策本部を設置した時点で除雪ボランティア活動を開始し、豪雪対策本部が解散した時点で活動を終了する。

### (2) 除雪する箇所

除雪する箇所は住居周りとし、具体的には、出入口（玄関）、避難口（裏口）、ストーブの排気口、ガスボンベ、窓周辺とする。

### (3) 除雪しない箇所

屋根の雪下ろし（危険箇所のため）、車庫前（住居周り以外のため）、玄関から道路までの通路（町事業と重複するため）

### (4) 除雪費用

この活動は、無償ボランティアとし、当該世帯の費用負担はないものとする。

## 5 申込手続

本会对し、在宅の要援護者を支援する地域包括支援センターや民生委員等の関係機関からの情報提供をもって申し込みとする。当該世帯から直接の申し込みは受けない。

申込先は、情報集約の都合から、本会総務福祉課福祉係（電話 56-3373）のみとする。

## 6 除雪活動の決定

関係機関からの情報提供を基に、本会が調整のうえ、除雪活動の可否を決定する。

※調整（現地状況把握、ボランティアとのマッチング等）の結果、除雪活動をおこなわない場合がある。

## 7 除雪ボランティア

### (1)募集方法及び申込方法

本会広報、町広報等を活用し募集をおこない、希望者が本会に申し込みのうえ、本会が除雪ボランティアとして登録する。

### (2)募集対象

庄内町民（体力に自信のある個人）及び庄内町内の団体（事業所等を含む）とする。

### (3)ボランティア保険

登録したボランティアは、ボランティア保険（自己負担）に加入する。

### (4)活動備品

活動に要する除雪用具（スコップ等）や防寒用具は、ボランティアが各自準備する。

### (5)移動手段及び費用負担

活動場所への移動及びそれに係る費用は、ボランティアが各自対応・負担する。

## 8 その他

その他必要な事項については、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。